

# 消防本部・新発田消防署浄化槽保守点検業務委託仕様書

## (長期継続契約)

施設の装置や機器について、機能維持、長寿命化、運転状況などの異常や故障の早期発見及び円滑な作動を図るため、維持管理内容及び方法は、この仕様書に定めるところとする。

### 1 目的

この業務は汚水処理装置に管理技術者を派遣し、機械、電気設備等の保守管理、固液分離槽、嫌気ろ床槽、第一ろ過槽、担体流動槽、担体ろ過槽等の処理機能管理、清掃及び消毒薬の補給等を行い汚水処理の目的を達成するものとする。

### 2 委託期間

令和8年6月1日から令和13年5月31日まで（5年間）

### 3 委託場所

新発田市中田町3丁目30番地2

新発田地域広域消防本部・新発田消防署

### 4 維持管理の基準

汚水処理施設の維持管理にあたっては、「浄化槽法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「水質汚濁防止法」、及び同法施行令並びに同法施行規則を基本とし、さらに仕様書により諸設備の調整運転管理業務の実施を期するものとする。

### 5 維持管理作業の基準

#### (1) 各槽の共通事項

- ① マンホールの破損の有無
- ② 水位異常の有無

### ③ 臭気の発生の有無

#### (2) 流入管渠・放流管渠

滞水や漏水、異物等の堆積又は付着していないか確認を行う。

#### (3) 固液分離槽・嫌気ろ床槽

異物等の浮遊又は付着していないか、異常な水位の上昇はないか、スカムの生成状況、汚泥の堆積状況の確認をするとともに、清掃時期の判断を行う。なお、汚泥引抜作業（年1回）を含むものとする。

#### (4) 流調計量装置

流量水量が正常か確認を行う。エアリフトポンプ、計量装置等が汚泥付着により閉塞がないか確認を行う。

#### (5) 第一ろ床槽

スカムの発生状況の確認、逆洗水返送用エアリフトポンプの生物膜等の付着及び閉塞状況の確認を行う。

#### (6) 担体流動槽

異常な水位の上昇、ばっ気攪拌の状況の確認、発泡の状況の確認、DOの測定を行う。

#### (7) 担体ろ過槽

スカムの発生状況の確認、逆洗水返送用エアリフトポンプの生物膜等の付着及び閉塞状況の確認を行う。

#### (8) 処理水槽・消毒槽

スカムの発生状況の確認、逆洗水返送用エアリフトポンプの生物膜等の付着及び閉塞状況、処理水との接触状況、沈殿物の生成状況等の確認、薬剤の残量と補給を行う。pH、水温、透視度、残留塩素を測定し記録する。

## (9) 機器の点検

### ① 破砕機、自動スクリーン

異常な音、振動、過熱の有無、必要に応じ注油、注脂を行い、電流計の確認、記録を行う。

### ② 送風機

空気量が適正に吐出しているか、異常な音、振動、過熱の有無を確認する。

必要に応じて注油、注脂を行うとともに補充又は交換を行う。

ベルトの張り具合を確認し正常に保つための調整、処置を行い、電流計の確認、記録を行う。

### ③ 汚水、排水ポンプ

揚水流量、作動状況、異常音、振動の有無、電流計の確認、記録を行う。

レベルスイッチの作動状況の確認を行う。

## (10) 破損・故障時の対応

各装置、機器等に破損、故障等が認められたときは管理者へ連絡、協議し対応する。

## (11) その他

① 1年目には法定7条検査、2年目以降は法定11条検査を行うものとする。

② 点検終了後、業務報告書を作成し、提出するものとする。

③ この仕様書に記載がない事項であっても関係法令に規定されているものは、それによって維持管理作業を行うものとする。

## 6 特記事項

(1) 本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、発注者は本契約を変更又は解除することができる。

(2) 入札書には、1か月当たりの金額を記載すること。なお、取引に係る消費税及び地方消費税の額は含めないものとする。